

裁判員等経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成30年2月22日（木）午前10時から午後零時まで

場 所 高知地方裁判所大会議室（6階）

参加者等

司会者 吉 田 肇（高知地方裁判所長）

裁判官 山 田 裕 文（高知地方裁判所刑事部裁判官）

検察官 坪 井 慶 太（高知地方検察庁検察官検事）

弁護士 岩 崎 淳 司（高知弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者1番 60代 男 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 55歳 女 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 30代 女 事務員 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 70代 男 無 職 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 30代 女 パート （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 49歳 女 公務員 （以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 60代 男 自 営 （以下「7番」と略記）

（記者クラブ記者4名）

議事内容

司会者

本日は、お忙しいところをお越しいただき、誠にありがとうございます。まず、出席者の自己紹介から始めさせていただきたいと思います。私は、高知地方裁判所長の吉田でございます。本日は、司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、裁判官、検察官、弁護士の順で自己紹介をお願いします。

裁判官

裁判官の山田と申します。平成28年4月から裁判員裁判を担当しております

す。今回お越しいただいた経験者の方は、私が担当した事件ばかりですので、お久しぶりということになります。その際に裁判員の方から御意見、御感想をお聞きし、検察官、弁護士にも還元しておりますが、今日の意見交換会は直接お話しただける場ですので、忌憚なくおっしゃっていただき、裁判員裁判をより良くしていくための参考にさせていただきたいと思っております。本日は、よろしくお願い致します。

検察官

高知地方検察庁で三席検事をしております坪井と申します。主に所轄の警察署ではなく、県警本部が担当する事件の捜査や公判に関与しています。平成28年4月に当地に着任してからの2年間で、2件の裁判員裁判を担当しております。それ以前の勤務地でも裁判員裁判は多数担当しており、こうした意見交換会には名古屋地検岡崎支部勤務の折に参加させていただきました。その際に、裁判員の方から貴重な御意見をいただき、大変参考になりました。本日も、そのような場になればと思っておりますので、よろしくお願い致します。

弁護士

高知弁護士会刑事弁護副委員長を務めております弁護士の岩崎淳司と申します。平成6年に弁護士登録をしてから25年になりますが、その間、裁判員裁判は7件担当しました。偶然ではありますが、高知での裁判員裁判第1号事件の主任弁護人も務めさせていただきました。こうした意見交換会への参加も、3回目になります。弁護士会の刑事弁護委員会というところは、大上段に言えば「日本の刑事裁判をより良くするためにはどうしたらいいか。」という議論を行っているところです。実務の運用や制度の改善に向けた提言に取り組む、自らの刑事弁護能力を磨くという会合を重ねております。率直な意見をいただきまして、それを刑事弁護委員会に持ち帰って、研鑽の材料にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

司会者

それでは、本日の趣旨を説明させていただきます。裁判員裁判は平成21年5月から始まり、既に8年が経過しました。その間、高知地裁でも、54人の被告人に判決が言い渡され、432名の県民の方に裁判員及び補充裁判員として参加していただきました。そこで、この段階で裁判員を経験された皆さんから率直な御意見、御感想をお伺いし、今後の裁判員裁判の運用等に役立てさせていただきたいと考えた次第です。また、報道機関を通じまして、皆様のお声を情報発信することによって、これから裁判員裁判に参加される県民の皆様の御不安や御負担の軽減を図りたいと思っています。

最初に、裁判員裁判を経験された皆様には、どのような事件に関与されたのかをお話しいただきたいと思います。1番の方から順にお願いします。

1番

平成29年6月にあった殺人未遂事件に参加しました。

2番

平成29年9月にあった傷害致死事件に参加しました。

3番

平成29年6月にあった殺人未遂事件の補充裁判員として参加しました。

4番

平成29年6月にあった殺人未遂事件に参加しました。

5番

平成29年2月にあった殺人未遂事件に参加しました。

6番

平成28年12月にあった住居侵入、窃盗、強姦致傷等計7件の事件に参加しました。

7番

平成28年12月にあった住居侵入、窃盗、強姦致傷等計7件の事件に補充裁判員として参加しました。

司会者

お手元に裁判員経験者意見交換会進行予定というペーパーをお配りしていますが、おおむねこの予定表に沿って、主に司会者から質問をさせていただきます。ただし、裁判官、検察官、弁護士の方から質問することもありますし、皆さんの方から裁判官、検察官、弁護士の方に質問していただいても結構です。また、最後に報道機関の方から質問がございます。忌憚のない率直な御意見を承ることができればありがたいと思っております。

皆さんが裁判員裁判に参加されてから長い方で1年あまり、短い方で5か月が経っていますが、「裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象」につき発言をお願いします。

1 番

感想になりますが、5日間同じ事件のことを考えていたので、自宅に戻れば考えるのを止めようと思いましたが、そうはできませんでした。正直、しんどいなあと思いました。人との接触が濃厚な職場ではありませんでしたので、他人のことをここまで真剣に考えた機会はありませんでした。日常的に判断されている裁判官のお仕事は、大変だと思いました。

2 番

裁判員裁判の広報の時点ではひとつとだと思っていましたので、通知が届いたときはびっくりしました。融通の利く職場なので何とか参加できるかなと思いつながら、「選任を断ると、刑に処されるのかな。」と選任期日に臨んだのに、予想外に出席者が少ないのに驚きました。「これなら断ってもいいかな。」という印象を持ちました。しかし、私的には参加して良かったと思っています。

3 番

1番、4番の方と同じ事件を担当したのですが、補充裁判員の方だけ気が楽でした。4番の方がリードし、他の方とも仲良くしていただいたこともあり、懸命に取り組むことができました。自宅に戻ってからも、「どうしたらいいんだろ

う。」と思うことはありました。やはり事件に重い軽いはなく、考えさせられることはあるんだろうな、と思います。

4 番

法律的な知識もなく、大変なことを引き受けることになってしまったと思いました。裁判所に来て、裁判員に選任されることになり、「こんな老人にできるだろうか。」と不安な気持ちになりました。弁護士、検察官もそうでしたが、とりわけ3人の裁判官からは、丁寧に「赤子を論ずような」簡単な言葉で、分かりやすく説明いただきました。別件の裁判員裁判の一審判決が二審でひっくり返る案件がありまして、第二審は専門家によって審理されていることから、素人の関わった第一審判決が不安定なものになってはしないか、不安にはなりました。

5 番

裁判員裁判に参加して良かったです。最後に刑を決めるときに、被告人自身の起こした行動のみでなく、背景にある状況も非常に大きく関わってくるんだと実感として考えられたことが、大きな経験でした。1番の方もおっしゃられたとおり、他人のことを真剣に考えることはあまりないことなので、終わった後、周りの人にも自分自身が目を向けて考えてみようという気持ちが持てるようになりました。

6 番

裁判官には、大変良くしていただきました。選任から判決まで2週間かかりましたが、職場の理解もあり、参加することができました。ただ、現場からは好意的な意見ばかりでなく、「本当にあなたが行かないと駄目だったの。」という質問を受けたこともありました。

7 番

知人から「事件の怖い写真を見たら、寝れなくなるぞ。」と言われましたが、そういう心理状況になることもありませんでした。また、他の裁判員の方、裁判所の方のおかげで、裁判員裁判に気持ちよく参加できました。補充裁判員だった

ので、気軽なところもありましたが、十分に意見を聞いてもらうことができました。突拍子もない意見が出ることもありましたが、うまくまとめていただき、「開かれた裁判」という言葉が適切かどうかわかりませんが、いい経験をさせていただき、一生の思い出となるできごとでした。

司会者

「審理における感想、意見」にテーマを移します。法廷における審理の内容が分かりやすかったか、分かりにくかったとしたら、それはどのようなところか、例えば説明が詳しすぎる、長い、単調である、言葉の意味が専門的で分からないなどあると思いますが、これらについてお伺いします。

最初に、冒頭陳述についてお聞きします。冒頭陳述とは、証拠調べの前に、検察官、弁護人がそれぞれ自分の証拠で明らかにしようという事柄について述べることを言います。裁判で判断を行う上で最も大切なのは証拠調べですが、証拠調べを聞く際に何も手がかりがないと何のために証拠を調べていくのか分からないので、証拠で明らかにしようとするのを簡単に説明するものです。このような検察官や弁護人の冒頭陳述について、分かりやすかったとか、この点が分かりにくかったとか、御感想をお聞かせください。

まず、検察官の主張は分かりやすかったですか。

1 番

分かりづらいところはありませんでした。刺した場所とか角度とか、具体的に説明されていました。

2 番

声のトーン、話す速度とも適当で、理解しやすかったと思います。

3 番

素人でも分かる言葉で説明されており、分かりやすかったと思います。

4 番

あらかじめ進行手順も示されており、検察官、弁護人それぞれから概要ペーパ

一も配られており、分かりにくいことはありませんでした。ただ、1日目は緊張ばかりしてしまいましたので、検察官が一生懸命説明しておられたのは覚えていますが、その内容については評議室に戻って、振り返りを行うことで理解できたように思います。

5番

分かりにくいことはありませんでしたが、自分の頭の中を整理するために、メモを作ったりはしました。

6番

証拠となる写真、図面をもとに十分説明されており、大変分かりやすかったと思います。起訴件数が多かったので、時系列で整理しないと混乱することはありませんでした。

7番

大変分かりやすかったと思いますが、すべてを理解できたわけではありません。学習と同じで、分からない点を質問することにより理解を深めることができます。裁判後に、分からない点を裁判官に質問し、解決することができました。

司会者

弁護人の主張は分かりやすかったですか。

1番

事件の背景を強調したいのか、傷の浅さを強調したいのか、よく分からなかった。

2番

検察官と対照的で、声のトーン、話す速度とも悪く、何を説明したいのか分からなかった。弁護人自身がきちんと整理できていなかったのではないかと、思いました。

3番

弁護人の作成されたメモは、検察官のものと比べると、あまり詳しく書かれて

いなかったもので、それを見て自分で考えることが検察官のものよりは難しかったように覚えています。

4番

夫婦間のトラブルで示談もできていたので、簡単に扱われた感じを受けました。検察官は事件として成立させる、弁護人は被告人をかばうという構図からすれば、もっと力を入れても良いように感じました。

5番

簡潔で分かりやすかったと思います。

6番

検察官と同じくらい、分かりやすかったと思います。被告人が事実を認め、被害者に謝罪の意を示しており、反省している様子がよく分かりました。

7番

被告人に事実を認めさせるだけでなく、更生をどう図っていくかまで考えさせていました。弁護人は罪を軽くするだけの役割かと思っていましたが、弁護人がしっかりフォローされており、意外でした。

弁護士

意見交換会での発言のみならず、裁判員経験者のアンケートを分析していくと、検察官と弁護人の格差、それはわれわれ弁護士の努力不足は否めないところだと思います。そうした中で、弁護人は検察官と同等くらい力を入れていたと言ってくさる方もおられ、うれしく思いました。2番の方の発言内容の確認をさせていただきたいのですが、端的に言う、「どういう弁護をしたいのか、裁判員に伝わってこなかった。」ということですか。

2番

そのとおりです。

司会者

次に、証拠書類等の取り調べについてお聞きします。法廷では、証拠書類が朗

読されたり、写真や証拠物を実際に取り調べたりされたと思いますが、取り調べた内容は分かりやすかったですでしょうか。

検察官

事件によって、供述調書を朗読したり、しなかったりしますので、経験者の方も色々な場面を御覧になっているかと思います。証拠の取調べ時間が限られていることと、朗読するだけだと飽きてしまうので、できるだけ短くする工夫をしています。こうしたら効果的だという御意見をお聞かせください。

1 番

刺した傷跡がはっきり残っていたし、深さについては被告人も認めており、証拠としては十分でした。医師の意見が証拠として提出されていましたが、検察官は朗読されていました。

2 番

モニターをうまく利用され、レジュメも充実しており、素人にも分かりやすかった。内容を目で追える点が良かったと思います。

3 番

検察官は、証拠をカラーにするか、モノクロにするか、あらかじめ意見を聞いてくれました。血の付いた本物の包丁を見せていいか、意見を聞いてくれました。また、医師の意見も聞けて、大変参考になりました。

4 番

案件によってやる、やらないということがあってはならないと思いますので、すべてやるべきだと思います。包丁の先端が欠けているのを見たのも良かったです。私の場合、壇上では緊張していたので、時間の短長は関係ありませんでした。

5 番

私が関わった事件は、一つのことが一か所の場所で起きた事件だったので、証拠調べでは多角的にいろんな面から説明いただいたが、同じようなことが何度も

出てきたような記憶があり，それをモニターで写真や映像を見せてもらい，「これがいいかったんだな。」と納得した覚えがあります。証拠調べの中で傷の程度や犯行時の様子をつぶさに聞いて，被告人の殺意の度合いがよく分かるという印象を受けました。

6番

被告人が現場に立ち会って再現した写真があり，非常に分かりやすかったと思います。事件（性犯罪）が事件でしたので，女性ですし，証拠を見たり，聞いたりするのは精神的にも辛かったです。それでも，非常に丁寧に対応してもらったと感じています。

7番

一つ一つの案件が丁寧に説明され，写真や供述が整理されていたので，非常に分かりやすかったと思います。

裁判官

証拠調べのときに，写真や凶器を見たり，その内容の説明を受けるにあたり，先ほど6番の方から「女性として聞いているのも辛かった」という話もありました。私たち法曹三者はたくさんの事件を経験していることで，調べた証拠の内容がどのくらい裁判員の方の負担になるのかについて鈍感になっている部分があるかとは思いますが，見聞きした証拠が後々まで印象に残って負担になったかなどにつき，今後の参考にお伺いしたいと思います。3番の方からは，「写真をカラーにするか，モノクロにするか，あるいは凶器の提示どのようにするかについて，あらかじめ心の準備をして見ることができたので多少負担が軽かった。」という話もありましたので，併せて感想をお答えいただければと思います。

1番

取り立てて，問題にならなかったと思います。

2番

悪い印象は残っていません。

3番

心の準備があったので、それほどでもありませんでしたが、包丁に血が付いていたことはふと思い出すことがあります。

4番

特に負担とはなりません。

5番

私は残っていませんが、傷の写真を見せられた時に、目を背ける裁判員の方もおられたので、人によるかと思います。

6番

事件が発生した場所も知っているのですが、そこを通りがかると、事件の内容を思い出すことはあります。

7番

特段の負担はありませんでした。

司会者

証人尋問や被告人質問についてお聞きします。皆さんは、法廷で証人や被告人から直接お話を聞いたりされたのを覚えていらっしゃいますか。法廷で直接話を聞かれて、どのようにお感じになりましたでしょうか。検察官、弁護人の質問が長すぎるとか、質問したいことがあったのにというようなことがありましたら、発言をお願いします。

1番

被告人、被害者ともに淡々としており、本心を言っているのかどうかがよく分かりませんでした。本当にこの事件の関係者かと思うほどでした。

2番

弁護人も質問の準備はしていたのですが、書類を探すのに手間取る、間が空くといった影響もあり、どういう風に展開していきたいのか分からなかった。

3番

被告人と被害者が余りに淡々としていて、本当に許し合っているのか疑問を感じました。

4番

被告人と被害者が夫婦関係だということもあり、被告人は罪を反省しているのだろうか、と思いました。ただ、うまく言葉が言えなかったという雰囲気もありました。

5番

被告人に対し、やったことの確認とどれだけ反省しているかということを検察官と弁護人が聞いていましたが、被告人の状態のこともあって、被告人の話聞くことで自分が刑に対して揺らぐことはなく、逆に客観的に聞くことができたという感じであったことを覚えています。

6番

被告人に薬物中毒の症状があり、中断しながら尋問をしていましたが、被告人、検察官双方の質問に素直に応じていたように思います。

7番

特にありません。

弁護士

公訴事実につき有罪・無罪か争いのある事件について弁護人の反対尋問の場面を見聞きされた方で、弁護人の尋問に関し、御意見のある方はお願いします。

2番

弁護人の姿勢を見ていて、自分の主張をどこまで貫くのか、気迫が感じられませんでした。

6番

起訴事実のうち1つにつき、被告人が自ら犯罪行為を止めたのか、そうでなかったのか良く分かりませんでした。

7番

6番の方と同じ事件ですが、薬物の影響かどうかははっきりしない部分がけっこうありました。

司会者

続きまして、論告・弁論についてお聞きします。証拠調べが終わって、裁判が終結する直前に、検察官が意見を述べるのを論告といい、弁護人が意見を述べるのを弁論と言います。まず、検察官の論告は分かりやすかったですか。

1番ないし7番

分かりやすかったと思います。

司会者

弁護人の弁論は分かりやすかったですか。

1番

情状酌量を求めている内容は分かりやすかったと思います。

2番

口調とか言葉の言い回しで、気になるところがありました。

3番

被告人が基本的に「忘れました。」と答えることが多かったので、弁護も大変だったと思いますが、そこをうまくまとめていて分かりやすかったと思います。

4番

被告人の言いたかったことは分かりませんでしたでしたが、弁護人が整理してくれたと思います。

5番

どこに主眼をおいて量刑を考えてほしいかということを確認におっしゃられていたので、分かりやすかったと思います。

6番

弁護人は、被告人に対し、罪を認めて、絶対に更生するようにと強い口調で

問いかけていたところが印象的でした。

7番

6番の方と同じことになりますが，被告人を諭すという感じがひしひしと伝わり，弁護人の熱意に感心しました。

弁護士

検察官の主張・尋問に比べると，弁護人のそれは分かりづらいとの指摘があらゆるところでなされていますが，説明の巧拙以外に伝えるにあたって障害になっていたこと，端的に言えば，法廷でのふるまい，声の大きさや話し方，服装など社会人としての素養に関わる部分など，弁護人について何か御意見がありますでしょうか。

1番

特に感じませんでした。証拠を出す検察官と比べると，どうしても印象が薄いです。

2番

繰り返しになりますが，声の大きさ，トーン，速度，話し方は，適切ではありません。検察官と弁護人の資料の見やすさが全然異なり，検察官の方に見入ってしまうほどでした。

3番

検察官の方が，声のトーンも適切で，リズム感があり，聞き取りやすかったと思いますし，資料もきれいにまとめられていたと思います。

4番

被告人の発言がなかった分を補足し，印象を良くする努力をしても良かったと思います。被害者も「許してやってください。」と言っていたので，力が入っていなかったのでしょうか。

5番

何に主眼を置いて考えればいいのかということを，A4一枚縦書きで箇条書き

でまとめられており、分かりやすかったと思います。

6 番

被告人にとって圧倒的に不利な展開でしたが、弁護人は頑張っておられました。それぞれの被害者の立場、被告人の立場に立って、弁護活動をされていました。

7 番

音質もあって、しっかりと聞かないといけない証人もいます。被告人と弁護人の信頼関係が築かれており、被告人が弁護人に頼っているように見えました。「この弁護人はすごいなあ。」と思いました。

司会者

「評議における感想、意見」にテーマを移します。評議室で、十分に議論することができましたでしょうか。評議の時間や分かりやすさ、また裁判長への注文も含めて何か感想はございますか。

1 番

裁判官の説明は分かりやすく、時間配分も的確でした。素人同士の話し合いでおさまりきらない時には、判例を解説してくださり、議論をうまく進めてくれました。

2 番

裁判官の説明は、良くわかりました。話上手な人、その逆の人もいるので、8人しかいないからといっても、ああいう場所で発言するのは難しいんだなと思いました。議論を進める上では、誰かが口火を切ってくれる必要があると思います。

3 番

物事の見方を整理していただき、良かったと思います。しかし、被告人が「忘れた。」ということが余りに多かったのも、それで良かったのかという思いがあります。

4 番

最初は意見を求められても、うまく発言できませんでしたが、裁判官の説明を受け、裁判員各人が意見を述べられるようになりました。

5 番

裁判長から「このことについてはどう考えますか。」という的確な質問されたので、答えやすかったと思います。時に雑談を交え、裁判員の間を和ませる努力をされていました。最後には裁判員同士で話をしているときに、それぞれ家に帰って調べたり、自分の周りに照らし合わせたりしながら考えて、その意見を持ち寄って話していることがすごいことではないかと感じました。

6 番

裁判官からの説明は分かりやすかったのですが、もっと時間をかけても良かったように思います。量刑については、裁判員の中で意見の食い違いがありましたが、十分に議論をした結論だったと考えています。

7 番

場を和ませるため世間話をしながら、肝心のところに話題を持っていくところがすごいと思いました。計算づくでやるのではなく、自然と裁判員の意見がまとまる状況を作っていただいて良かったと思います。

司会者

続きまして、「守秘義務」について御意見をお伺いします。評議については、そこで出た話が外部にもれるようなことがあると安心して議論することができなくなりますので、評議室で事件について議論したことは他の方に話すのは控えてくださいというお話が裁判長からあったかと思います。このような守秘義務があることから不自由を感じたことがありましたか。また、守秘義務の範囲が分かりにくかったことはなかったですか。

1 番

分かりにくいことはありませんでした。

2 番

仕事柄，守秘義務を課せられているので，特段の抵抗感はありませんでした。

3 番

分からないことはありませんでしたし，苦痛もありませんでした。

4 番

裁判員制度 Q & A を読むだけで，十分理解できました。

5 番

職場で「この事件でしょ。」と聞いてくる方がいましたが，「守秘義務があるので。」との一言で周りにも理解していただきました。

6 番

朝刊に裁判員裁判が開かれていることが掲載され，職場の事務の方にはお休みをいただいている関係で，「この裁判です。」とだけ答えました。

7 番

報道されていることは大丈夫だと言われていたので，その限度で答えるように注意しており，問題ありませんでした。

司会者

最後に，「これから裁判員となられる方へのメッセージ」などをお聞かせください。

1 番

裁判員裁判を一度体験すれば，自分の考え方が必ずしも一般的でないことが分かると思います。色々な意見があることに，普段気付くことがありませんから。

2 番

負担もすごく大きくて，「遠方に住む自分でなくても，高知市在住の人がやればよい。」と思いましたが，今は「裁判員に選ばれたら，やるべきだ。」と考えが変わりました。

3 番

裁判員になるまでは裁判所に来たこともありませんし、新聞に掲載される裁判記事を見ていただけでした。実際の裁判を見ることにより、自分なりに考える契機になり、良かったと思います。

4番

審理で分からなかったこと、聞きたいことはその場で解決し、宿題的に自宅に持ち帰らないようにしていました。法廷に入っていったとたんに、傍聴席の方が全員起立します。そうした緊張感をもう一度体験したいと思っています。

5番

裁判員という貴重な経験をしておいたほうがいいと思います。量刑への考え方が少し変わりました。裁判員になる方の周りの方に温かい気持ちで送り出す人が増えてくるとありがたいと感じます。

6番

裁判員を受けるか、否か、迷いました。特別休暇を取得しましたが、好意的な人もいれば、否定的な人もいました。引き受けることで、考え方も広がるかなと思います。

7番

色々な配慮がされているので、手前で臆病にならずに、是非参加して欲しいと思います。

司会者

それでは、報道機関からの質問に移ります。まず、幹事社から代表質問をお願いします。

幹事社（読売新聞）

判決を言い渡した後、精神的に負担になったことはありますか。

全員

負担はなかった。

幹事社（読売新聞）

裁判員を経験して、プラスになったことはありますか。

1 番

人と接して会話することが普段ありませんでしたから、他人のことを一生懸命考えたのは、人生の中でこの一度だけだと思います。できるだけ多くの方が裁判員裁判に参加し、自分の頭の中を整理した方が良いかもしれません。

4 番

様々な人の意見がある中で、客観的・多面的に接していけるようになったように思います。

5 番

一つ目として、量刑に自分が納得できるようになったこと、もう一つは、他人に対して客観的に多面的に接していけるようになったことがあります。

幹事社（読売新聞）

裁判員になる前後で、司法に関する考え方は変わりましたか。

1 番

大きな事件で量刑が重いか軽いか論じられていますが、自分でやるとなったとき、その重さ、難しさを感じました。

4 番

判例、前例を超え、新しいものを出すことは難しい、と痛切に感じました。

5 番

特にイメージがかわることはありませんでしたが、大変なお仕事であるということを実感しました。

6 番

裁判に関わることによって裁判所に興味を持つようになりましたし、報道された記事について、担当した事件と照らし合わせて、事件の背景を考えるようになりました。

幹事社（読売新聞）

裁判員になることで仕事を休むことについて、職場の理解はどういったもので
すか。

3 番

同じ職場に裁判員裁判の抽選に行くまでの人はいましたが、参加した人はいな
かったので、上司もはっきりとは分かっていなかったと思います。裁判員裁判
が月初めの忙しい時期だったのですが、参加できるよう快く送り出してくれま
した。ただ、裁判員裁判が終わって、毎晩10時まで仕事をするようになった
のは、ちょっと大変でした。

5 番

「頑張ってこい。」と言われて送り出されました。以前の職場で、同じように
経験者の方がいましたが、その方が裁判員になったことで会社がすぐに規定を
作って対応していました。

6 番

上司は理解を示してくれましたが、現場で何日か1人欠けることになり、負担
をかけたと思います。

幹事社（読売新聞）

御自身が担当された裁判について控訴されたら、どう思いますか。

1 番

被告人の権利ですから、控訴すること自体は何とも思いません。ただ、被告人
が裁判員裁判で十分な証拠を出せていなかったのかなあ、という印象は持つでし
ょうね。

2 番

異議はありませんし、被告人が納得できるのであれば良いと思います。

司会者

それでは、マスコミ各社からの質問をお願いします。

高知さんさんテレビ

裁判員裁判を通じて、辛かったことをお聞かせください。

1 番

辛かったことはありませんが、裁判が進むにつれて、どうしてこんな事件が起こってしまったんだろうとは思いましたね。

5 番

被害に遭われた方の立場になって考えると、一生残るような傷を負った気持ちになり、辛いと思います。

司会者

本意見交換会の最後に、参加した法曹の方から感想をお願いします。

検察官

今回皆さんが関与された事件は、いずれも第三者の目撃者がいない、防犯カメラがあって事件の様子が分かるものではない事件で、内容を理解するのが非常に難しいものばかりでした。しかも、お酒を飲んでいて覚えていないとか、精神疾患を抱えていて、それが犯行に与えた影響が問題となる複数の案件である、法律用語以外に医学用語を理解する必要がある、ということで検察官としても立証するのに大変苦勞しました。もう少し厳しい御意見もあるかと覚悟をしていたのですが、優しいお言葉ばかりで助かりました。裁判員裁判に立会する検事は2名ですが、それ以外に検察事務官が専門的にサポートしており、事件に関与していない検察官、検察事務官も裁判の前に互いに意見を出し合って、それを踏まえて時間ぎりぎりまで準備しているという状況にあります。どの事件でも、なにがしかの失敗、改善点がありますので、今日の御意見もフィードバックして、今後のより良い訴訟活動につなげていきたいと考えております。

弁護士

皆さんから弁護士の訴訟活動に対する手厳しい御意見がありました。こうした意見交換会では余り頂戴しないような、「弁護人の熱意を非常に感じられた」という御意見もあり、大変有り難く思いました。その一方で、熱意がない、分かり

にくいという御意見も頂戴しました。これは決して事件の違いという問題に解消されるものではありませんので、一重に我々弁護人の努力の問題だろうと思います。幸いなことに、高知の裁判員裁判は、年に数件という状況です。また、所属弁護士の数も少なく、顔の見える環境にありますので、今日の御意見の弁護士とか状況とかは、だいたい見当がつきます。弁護士会に持ち帰り、御意見を役立てたいと思います。

裁判官

個別の事件を通じて御意見をお聞かせいただいておりますが、本日は多角的に御意見をお聞かせいただきました。とりわけ、職場での理解については興味深くお聞きしました。法曹三者としても参加しやすい状況作りに努力して、事前の準備をしっかりと裁判員の方の負担を減らすようにしていきたいと思います。

司会者

それではこれで、裁判員等経験者の意見交換会を終了したいと思います。お忙しい中、御参加いただきどうもありがとうございました。皆様から貴重な御意見・御感想を承ることができましたので、今後、これを裁判員裁判の運用に生かして、より良い制度にするよう努力してまいりたいと思います。報道機関の方もどうもお疲れ様でございました。それでは、これで終了いたします。

以 上